

青森県建築基準法施行条例の一部改正(案)に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

No	意見	意見に対する県の考え方	提出意見の反映状況
1	<p>(2)「自動車車庫等の敷地と道路との関係」に義務教育学校を追加する件について、条文内の「義務教育学校の前期課程」を「義務教育学校」に変更することを提案する。</p> <p>六戸町立義務教育学校六戸学園は小中の施設一体型校舎であると理解しているため、「前期課程」のみを切り分けて考えることは不可能ではないか。</p> <p>一方で、六戸学園に限らず、今後新たに生まれるであろう「義務教育学校」も想定しているのかもしれないとも考えた。確かに、「義務教育学校」は、制度上、前期課程、後期課程を別々の場所に建てる施設分離型も認められている。しかし、その場合でも、小・中学校間の連携内容に応じて、教職員や児童生徒が離れている施設を移動し、授業や行事等を行なうことが想定されているため、建物自体を前期課程、後期課程に完璧に切り分けることは不可能なはずである。</p> <p>そのため、前期課程のみを取り出すのではなく、学校全体を指し示す「義務教育学校」とすべきである。</p>	<p>ご意見にもあるとおり、施設分離型校舎を想定し、対象を「義務教育学校の前期課程」としたものです。施設一体型校舎等であって、「義務教育学校の前期課程」を含む場合、規制の対象となります。</p> <p>修正の必要はないものと考えます。</p>	記述済み
2	<p>「前期課程」は制度を示すものであり、建物を指す言葉ではないため、今回の改正案では本来、「小学校（義務教育学校の前期課程の建物を含む。）」とすべきであったと付言する。</p>	<p>施設の指定において、不明確とは考えません。</p> <p>修正の必要はないものと考えます。</p>	その他